３　使用済燃料貯蔵事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針（第三十七条第一項第十六号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

４　前三項の規定は、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置）

第三十二条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、設計想定事象に関して、法第四十三条の四第一項又は第四十三条の七第一項の許可を受けたところ（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたものにあっては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一　設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。

イ　使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ　消防吏員への通報に関すること。

ハ　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二　設計想定事象の発生時における使用済燃料貯蔵施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三　設計想定事象の発生時における使用済燃料貯蔵施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における使用済燃料貯蔵施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

（使用済燃料貯蔵設備の操作）

第三十三条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる使用済燃料貯蔵設備の操作に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一　［略］

二　使用済燃料貯蔵設備の操作に必要な構成人員がそろっているときでなければ操作を行わせないこと。

三　使用済燃料貯蔵設備の通常の操作（使用済燃料貯蔵施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ　操作の開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ　操作員その他の従業者が使用済燃料貯蔵設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ　警報の発報その他の異状があった場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

四　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

［号を削る。］

（使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査）

第三十二条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次の各号（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

一　使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三条の十の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二　警報装置その他の非常用装置については、当該装置の各部分ごとの当該作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の当該作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三　使用済燃料貯蔵施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

２　法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた使用済燃料貯蔵事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された使用済燃料貯蔵施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行わなければならない。

（使用済燃料貯蔵設備の操作）

第三十三条　［同上］

一　［同上］

二　使用済燃料貯蔵設備の操作に必要な構成人員がそろっているときでなければ操作を行わないこと。

三　操作開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項を定め、これを操作員に守らせること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

四　非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせること。

五　換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。